

## 第四章

### マーレイと「学制」の実施

#### 第一節 マーレイの「学制」観

##### —マーレイの問題意識—

ところで、マーレイは、以上みてきたようなアメリカにおいてすでに達成されていた諸々の成果をそのまま持ち込もうとはしていなかつたし、又持ち込める状態にもなかつたのである。彼の日本に招聘された目的は、日本政府との契約書にも明確に示されているように日本の知識と科学の向上のために全力をつくして、最善の教育制度 (the best system) を制定すること (organizing) にあつた。<sup>(1)</sup> しかし、ここで先ず問題となることは、前述のように、留守政府は、出張中の政府首脳部達の同意をうることなしに、「政府皆同」の申し合わせを一方的に破棄して、すでに「学制」を制定してしまつていたことである。従つて、マーレイの任務は文部省の責任者 (the head of the Educational Department) の同意をえながら、<sup>(2)</sup> 長官と協力して、いわば、デスク・プランにすぎなかつた「学制」を実施することとなり、その過程において不都合な点を改めていくことに変更されていたのである。ところが、文部省の責任者は「学制」制定の責任者であつた大木文部卿が参議に昇格し、文部省を去り、田中が省務を管理することになつていたため、マーレイは1873年(明治6年)6月30日横浜に到着、<sup>(3)</sup> 督学官として、田中自身の下で、日本における最高の教育顧問としての活動を開始することになつたのである。かくして、特にアメリカの教育事情にくわしい田中とアメリカ人教育顧問であるマーレイの協力による教育行政が「学制」の実施という形において始められることになるのである。しかし、

「学制」に対する批判は、その制定当時よりきびしいものがあり、「徵兵令」の制定と共に農民一揆や士族の不満の原因となつていたことは、すでにふれた通りである。しかして、このような不満は、「学制」の制定が人々の経済生活をおびやかすものであつたことの外に、「学制」の制定にあたつて「被仰出書」に宣言された功利主義的教育思想や知育偏重、德育軽視の傾向が批判の対象となつていたことによるものであつたのである。これらの批判は、主として、国漢学者から出されたものであつたが、問題は単にそれのみにとどまらず、岩倉使節団に加わっていた政府の中心人物同志の間にも「学制」の制定に関しては意見の不一致が認められるようになつていたのである。つまり、外遊の途につくまではむしろ新政策の反対者であつた大久保が、征韓論の破裂以後は、内務卿として、内政に関する革新的な政策を強力におし進める態度をとるようになり、当時最も進歩的な開明官僚として、「学制」の制定にも力のあつた大隈や大木それに伊藤博文らの意見を支持する側にまわつていたのである。<sup>(4)</sup> それに対して、後に、自らすんで文部卿ともなり、「学制」実施の責任者ともなるほど教育に深い関心をもつていた木戸は、大久保とは全く反対の態度を示すようになつていたのである。<sup>(5)</sup> すなわち外遊の途につくまでは、新政府首脳としては最も進歩的大隈や伊藤をかばう側に立つていた木戸が、外遊中に、西洋社会には、西洋社会なりの社会的弊害もあることを見聞して、西洋文明の軽率な移入に対しても批判的になつたといわれてい

る。しかし、一般に忠義仁礼之風を起し、不抜の國の基を築く必要を痛感するに至つた木戸は、外國の新聞で「学制」が制定されたことを知つた時、それに対してもつさりと不満の意を表明するようになつてゐるのである。<sup>(6)</sup>しかし、不思議なことに、この保守的になりつつあつた木戸とアメリカの教育事情に通じ、当時にあつては急進的とみなされていた田中との関係は極めて近いもので肝胆相照らす仲となつてゐるのである。その上更に、明治新政府はじまして以来の最大の政治的危機をもたらした征韓論が、沸きに沸いていた最中のことでもあつたのである。

マーレイは、このような錯綜した極めて複雑な状況の下において、自らに課せられた役割を果していかなければならなかつたのである。従つて、我々は、このような状況の下に投げ出されたマーレイが、果してどのように状況を判断し、どのような問題意識をもつたか、まずもつて、明らかにしておく必要があるのである。

1873年(明治6年)12月に、マーレイが田中に提出した「学監米人博士ダウキット・モルレー申報<sup>(7)</sup>」は、この問題を明らかにするためのかつこうな資料といえる。この「学監米人博士ダウキット・モルレー申報」の写しは、時のアメリカ連邦政府教育局の長官、ジョン・イートン(United States Commissioner of Education : General John Eaton)にそのまま報告されており、その報告書は“Copy of the Official Report of Hon. David Murray, Superintendent of Schools and Colleges in Japan, to the Vice-Minister of Education”として、連邦教育局発行の回状(Circulars of Information of Bureau of Education)に転載されているのであるが、文部省年報に掲載されている訳は、いささか舌足らずの点も多々見受けられるので、以下この原文と思われる英文の報告書をたよりに、彼の

問題意識を明らかにしてみたいと思う。

この1873年12月のマーレイの申報において、まず、注意をひく点は、マーレイが天皇陛下に拝謁した時に、天皇から直接親しく獎勵の言葉を賜つたことに言及して次のようにいつてゐることである。「天皇陛下に謁せしとき、天皇親しく獎勵の語を賜ふ爾來此国官員に會する毎に入々皆此意を言はざる者なし、故に余此国教育委任の人に対し其事を勧奨するに必、天皇の教旨と政府の意向を奉体するを以つてす」<sup>(9)</sup>といつてゐるが、この文部省の原文は、傍点の部分のみを引用するなら次のようなものとなつてゐる。

“I feel therefore, that I cannot go beyond my imperial instructions, no beyond the wishes of the government, in my endeavors to press the claims of education upon the attention of those to whom this important work is instructed,”<sup>(10)</sup>

かなりニュアンスの相異のあることが感じられる。しかし、いずれにせよ、このような表現からマーレイが、「忠義仁礼之風を起し、不抜の國の基を築く<sup>(11)</sup>」という目的から教育に深い関心を持つて至つた木戸の保守的な考え方とも共鳴しあえる性格の持主であつたことは充分に知りうるのである。

次で日本の教育について、日本人はすべての階級に属するものが、教育に対して深い関心をもつておらず、最も賤しい階級に属するもの(the most degraded classes of population)でも又女子の場合においても、仮名文字の読み書きの出来ない者はすぐくないという報告を受けて、日本のこれまでの教育は、その普及度において歐米の最も進んだ国々と較べても、かつて遜色のないものであるといつており、又支配階級(the governing classes)のための教育も、過去

2500年間一定の政治機構 (an organized government) を維持しうる英智を与えることに成功しているところから優れたものであるといわざるをえないといつているのである。当然、日本の将来の教育制度も、全く最初からやり直す必要はなく、これまでに築きあげられてきた優れた基礎の上に、うち立てられるべきであるといつているのである。たゞ、日本の教育の欠陥は、それが、一つには、西洋の文明がその発達をもたらしたあの物質的な繁栄 (material development) に対する推進力 (impulse) を国民に与えることができなかつたことであり、<sup>(12)</sup>二つには、西洋文明のもたらしたあの個人の尊厳と責任に対する強い感覚 (that strong sense of individual dignity and responsibility which western civilization has developed) を国民に与えることができなかつたことにあるといつているのである。このような問題意識の持ちかたは、「国勢の如何は果して国民の教育より来るものとすれば、雙方の教育法に相違がなくてはならぬ。ソコデ東洋の儒教主義と西洋の文明主義と比較して見るに東洋になきものは、有形に於て数理学と、無形に於て独立心と、此二点である。<sup>(13)</sup>」といつていた福沢諭吉ら歐米の文化にふれたことのある者と、全く同様の問題意識の持ち方であつたことがわかるのである。

このような問題意識を持つマーレイにとって、個人主義的、実学主義的、功利主義的教育思想に支えられ、自然の貴族制の理念に導びかれて制定されたと考えられる「学制」は当然天皇制がおびやかされないかぎりにおいて、受け入れられるべきものとされていたことがわかるのである。しかし、彼は、「学制」の制定がすぐさま実施されうる可能性のないもので、極めて宣言的性格の強いものであつたことについては、外国人の誤解を招きやすいものであると指摘しながらも、その主旨は、わが国の必要を充たしうるものであり、たとえ、その実現には多年の

努力を要するものではあつても、その諸規定は、帝国の諸般の事情が整い次第、実施されるべき制度の概略を示すものであるとし、もし、その実施の過程において、経験の教えるところに従つて、修正すべき点が生じてきた場合には、その都度修正していくべきであるといつているのである。しかして、「学制」の実施にあたつて、まず第一に着手され、「厚く力を小学校に可用事<sup>(14)</sup>」とされた小学校の設立が、全国各地で人々の抵抗にあつていたことに関しては、「学制」に規定された8大学区中、7大学区がすでに実際に設置されており、それぞれに督学官 (superintendent)、視学官 (inspector) が置かれていることを指摘して、彼等督学官 (superintendents) 視学官 (inspectors) を各地に派遣し、文部省の意趣を誤解している人々に事情をよく説明し (explain) その誤解を解くよう努めるべきことを勧告しているのである。つまり新しい教授法<sup>(15)</sup>を導入しえずにいる老旧教授がまだ多数いること、いくつかの地域社会においては、学校維持のために追加徵収される税金の重荷をこころよしとしないものがいること、又ある場合には、学事 (subject) に関して全く無関心なものもいること等を指摘して、これらの障害を県から県、町から町へと巡回して歩き、説得並びに奨励及び指導、助言 (explain and encourage and assist) 等の方法によつて忍耐強く乗り越えて行き、学校を設立し組織していくことこそ彼等督学官、視学官に課された任務であるといつているのである。<sup>(16)</sup>このような小学校行政のあり方は当然、マン (Horace Mann) やバーナード (Henry Barnard) らによつてはじめられたアメリカのコモン・スクール行政にその範を求めるものであつたことはいうまでもないことである。

このようなマーレイの勧告は、各大学区に設けられる予定であつた督学局が、財政的な理由から、それは不可能となり、督学局は、結局、中央教育行政機関である文部省の一部局として

一つ設けられたのみであつたため、充分に実施されることはなかつたが、高橋是清が、その自伝において語つているように、当時文部省には視学官が何名かおかれマーレイの勧告していたように各地をめぐり歩き、<sup>(17)</sup>彼等の提出する報告書にもとづいて教育行政が行われるようになつたことは、注目に価する点といえる。しかして彼は、第一回目の申報を提出した翌年、自ら率先して長崎、兵庫、大阪、京都の諸府県における学事の視察に出かけ、その結果を第二回目の学監申報、すなわち「学監ダビッド・モルレー申報<sup>(18)</sup>」として田中に報告し、自らの勧告したことを見てもつて実践しているのである。

次いで、第一回目の申報において注意すべき点は、「各大学区中漸次中学を設くべきこと」とされていた中等教育機関の設立にかんして、より高等の学校(higher school)は、小学校の充実によりおのずから必要となつてくるものであり、<sup>(19)</sup>小学校教育の改善及び充実とあいまつて、より高等の学校の設置が奨励されるべきであるといつてのことである。しかして、この種の学校は、実業家や富裕なる人々がすくなく見出される人口の稠密な地方に建てられるべきであるといつており、その理由としては、この種の学校経営の基礎をゆるがぬものとするために必要な恒久的な財源の寄付(permanent endowment)が、校舎や校地の確保とともに行われやすく、又指導的な立場にある市民(leading citizens)を勧奨して、学校の維持にあたらせることも可能であるからといつてるのである。しかし、翌年提出した第二回目の学監申報においても「地方小学生徒中大に進歩せしものあり、因つて速に中学を起し生徒をして之に入学せしめ以つて其学業を進歩せしむべし先ず之を為すに適當なる地位は、京都なるべし<sup>(20)</sup>」と報告しており、彼がいかに中学を起すことに熱心であつたかがわかるのである。以上のような報告からも彼が「より高等の学校」(higher school)というとき、それが、いわゆるアメリカのアカ

デミー的な中等教育機関であつたであろうことは、容易に想像しうる点である。しかして、この種の学校が、すでに設立されている場合には、文部省が、これを補助することは当然のことであり、この種の学校に外人教師が雇われている場合には、特にこのような措置が必要であるといつてゐるのである。<sup>(21)</sup>

高等教育機関に関しては、一つ橋にある帝国大学(the imperial college)—開成学校のこと—には、1,000名に近い学生が収容されており、英語、フランス語、ドイツ語の三大語学を教える学校が完備していることを指摘し、学生の進歩も欧米の学校と比べて遜色のないものであると報告している。特に、学校長(director)が、ヨーロッパ及びアメリカで教育を受けた最適の人であるだけに、<sup>(22)</sup>大学は常に学識者からの尊敬の念と人々の信頼とをかちえているといつてゐる。しかし、文部省は、今後とも、最も有能な教師を集め、書籍並びに理科学用の器械装置(apparatus)を整え、<sup>(23)</sup>実験室および博物館を備えるべく努力することが必要であると勧告しているのである。なお医学校やその附属病院にもふれ、ドイツ人教師達が、固有の精力的で完璧を期する態度で職務に従事しており、やがてこの医学校は必ず立派なものとなるであろうといつてゐる。ただ医学校も病院もともに低い土地にあるため非衛生的で病院に収容されている患者が伝染病にかかるような状態にあり、当然、文部省は予定している新しい建物を早急に建設し、かつ施設を充実すべきであるといつてゐる。<sup>(24)</sup>

次に、「速に師表学校を興すべき事」とされていた師範学校の設置については、特に、「教員養成学校の必要」(Need of Schools for Training Teachers)という項目を設けて、一国の教育を改善するための最も有効な手段は優れた師範学校を設立することにあるといつており、教育方法や学科を改正しようとしている日本のような国においては、特に必要なことであると述べている。当然、東京に

設立されている師範学校についてもふれており、それが、有能な外国人校長 (foreign principal)<sup>(25)</sup> の下で、<sup>(25)</sup> 学級毎の集団指導の方法、掛図や黒板の使用法、時間を有効に使うため生徒を能力別に分けること (grading the scholars of a school so as to economize time) その他校則や時間を厳守させることなどの教師として心得ておくべきことが教授されていること、更に、西洋の学科ができるかぎり日本語を用いて順序正しく教授されていること等を指摘して、将来かなならずや優れた結果を得ることができるであろうといつている。しかし、師範学校についての勧告としては、より高等の教科書を準備し、生徒が近代的な教授法に関して、より巾の広い豊かな経験を持てるようにしなければならないといい、その経験は、初等教育段階のもののみならず、中等教育段階のものまでをも含むようすべきであるといい、更に師範学校附属の実験学校も、単に初等段階のもののみにとどまらず、中等教育段階のものも早急に設けるべきであると勧告し、中等学校レヴァエルの教員の養成に深い関心をよせていたことがわかるのである。<sup>(26)</sup> 彼がこの中等教育レヴァエルの教員の養成にも極めて熱心であつたことは、第二回目の学監申報においても中学校のため、教員を求むる方策として、官立外国语学校の卒業生をこれにあてることや官立師範学校に中学の学科をも設け、教員にこれを学ばせ、更に、附属中学を併設すべきことを勧告していることからも明らかなることである。<sup>(27)</sup>

又、マーレイは、一般にバーナードらによつてはじめられたとされている教員講習会 (teachers' institute)<sup>(28)</sup> 式の短期間の教員養成の方法をも紹介しているが、このような方法による教員養成が、小学校教員伝習所、教員伝習所、小学講習所、師範講習所、養成校、養成所といった呼び名で盛んにおこなわれていたことは、文部省年報にもくわしく報告されているところである。

「一般の女子男子と均しく教育を被らしむべき事」とされていた女子教育についても、マーレイは「女子の教育」(Education of Women) という項を一項設けてその重要性を特に強調している。伝統的な男尊女卑の考え方から我国においては女子の教育が特に軽視されていたことを考へるとマーレイが、女子の教育はどんなに強調されてもされ過ぎることはないといつていることは注目に値する点といえる。当然、文部省直管の東京女学校の成果を極めて高く評価し、更に、この学校が単に通学学校にとどまることなく寄宿学校として拡充整備され、より広い範囲から生徒が集まつてこれるようするべきであるといつている。しかし、彼の女子教育に関する勧告のうちで、特に注意すべきことは、マンやバーナードがそうであつたように、<sup>(29)</sup> 女子は男子よりも教育上優れた点をもつているとして、文部省は、女教師の養成に力を注ぐべきであるとしている点である。しかして、欧米諸国にみられるように初等及び中等段階の学校に師範科を併設することを勧告し、又東京女学校の上等生には、男子の師範学校で行つているような方法で、下等生を教える方法を示し、又実際に教えさせることにより、女学校に独立した師範学校と同じ機能をもたせることができるとしている。しかし、女子校の生徒に教員を志望する生徒があれば、師範科を女学校から独立分離して女子の師範学校を作ることも又可能であるといつているのである。

以上みてきたところから明らかなように、マーレイの状況判断の仕方、問題のとらえ方には、いかにもアメリカ人らしい態度がみうけられることは事実である。しかし、ここで、特に留意すべき点は、彼が極めてデスク・プラン的なものであり、又当時の日本人の伝統的なものの考え方からは、遠くへだたつてゐるよう見受けられる「学制」をやがて日本の必要 (wants)<sup>(30)</sup> を満しうるものであると判断して日本の諸般の事情が整い次第実施されるべき制度の概略であることを認め、その実施のために努力すべ

きであると勧告していたことである。しかし、すでに「学制」を実施するにあたつて、政府が順序を立てて着手していた既成の事実を重んじ、それを基礎として、必要な場合には、経験の教えるところに従つて、「学制」の修正も行うという態度をとつていたことである。しかし、ここで注意しておくべきことは、マーレイが「一旦制定された『学制』は実施されなければならない」という一つの「継続」を主張するとともに、西洋文化の輸入によつて日本の近代化を促すという基本方針において、一つの大きな「断絶」と「飛躍」とを認めていたことである。つまりこのことに関しては、当時の我国の指導者達、特に一般に開明官僚と呼ばれていた人々と共に立場に立つものであつたといえるのである。勿論、そのような「飛躍」の実現にあたつて、彼は、極めて慎重な態度をとつており、若き日の森有礼らが、より効果的に日本を西洋化し、近代化するためには、「改良し簡易化した英語」を国語として採用することまで考えていたのとは異り、<sup>(31)</sup>日本語による教育を、特に重視し、申報の中においても「教授は国語において行われるべきこと」(Teaching must be in the Native Language)という項目を設けて論じていたことが我々の興味をひく点である。<sup>(32)</sup>

しかし、ここで見落してはならないことは、彼が一般普通教育制度(system of the universal education)は、国民の間で、共通に用いられている言葉を媒介とするのでなければ、いかなる制度を作つても、その成功は、おぼつかないといつており、その理由から、日本語による西洋文化の伝達を主張していたことである。彼は、単に情緒的に伝統的なものを継承して、日本語による教育を強調していたのではけつしてなかつたのである。つまり、彼は、いかに日本語が近代的な學問を学ぶ手段として、問題の多い言語であつても、日本語以上に日本人の間によく普及している言語がないかぎり、日本人は日本語によつて教えられるべ

きであり、さもないと、教育が極く恵まれた少數の人々(a favored few)のためのものとなるおそれがあるといつているのである。すなわち、彼の日本語による教育の主張は、彼の伝統指向的な性格に由來するそれではなく、明らかに、彼なりの合理的判断にもとづくものであつたことがわかるのである。しかし、当時の日本の発達段階において、西洋文化輸入のために外国语学校を設置することはたしかに必要欠くべからざるものであることは認めながら、輸入された文化は、早晚、日本語による教育を通じて、日本人自身のものとしなければならないことをくりかえし主張しているのである。しかし、もし、日本において、英語、フランス語、ドイツ語が教授用語として採用されるならば、これらの外国语は、中世ヨーロッパのラテン語に相当するものとなり、その当然の結果として、ほんのわずかの人々のみが教育の恩恵に浴することができるにすぎなくなるといつているのである。しかし彼は、外国语による教育はあくまでも一時的なものでなければならないといつているのである。<sup>(33)</sup>彼のこのような主張がいかに徹底したものとなつていたかは、彼が第二回目の申報において、長崎英語学校の不振であるのをみて、「長崎英語学校中に於て英語学道場に並べて純粹の日本語学教場を設くるも亦何等の障礙あるをみず。」<sup>(34)</sup>とさえいつていることからもうかがえることである。しかし、このような彼の考え方は、当時外国教師によつて洋書を教科書として中学教科を教授することが理想とされ、このような中学校を正規の中学校とみなし、「在来の書によりて之を教えるもの」つまり邦語をもつて書かれた教科書によつて、教授する学校を變則中学とする考え方には明らかに批判的であつたことがわかるのである。このように日本語による教育を重視していくことは、日本の教育の伝統を守るためということもさることながら、彼自身の経験にもとづくもので、彼が、ラテン語、ギリシャ語よりは母国語すなわち英語を重視する新しいタイプの中等

教育機関であるアカデミーの出身者であり、かつアカデミーの教師並びに校長をもつとめていたことにより深いかかわりをもつものであつたように思われるのである。とすれば、当然そこには、意図的な前向きの姿勢が認められることになり、彼が、江木千之のいうような単なる「温厚なる君子<sup>(36)</sup>」でもなければ、辻新次のいうようないわゆる「日本主義の教育<sup>(37)</sup>」の主張者でもなかつたことが明らかとなるのである。彼も又、フルベッキ同様、19世紀のアメリカ人らしく進歩を信ずることのできた現実主義者であつたといえるのである。もつとも、彼自身、西洋文化を真に日本人自身のものとすることを主張する以上、外国語学校の必要なことは認めしており、外国語学校が、「学制」においてすでに、規定されていたように、日本の教育制度のうちの欠くべからざる部分 (essential part) として地位づけられるべきであるとはいっている。しかし、同時に、西洋文化を日本人自身のものとするには、外国語学校のみではなく不充分であり、文部省は、当然のこととして、次の二つのことをなすべきであるといつてゐるのである。すなわち、その(一)は、すぐれた日本語の教科書を作製することであり、その(二)は、すぐれた教師を養成することであるといつてゐるのである。後者については、すでにみてきたので、前者についてみると、彼は、政府が「学制」の実施にあたつて立てた「反訳の事業を急にすること」という方針を、更に一步進めて文部省は、自ら日本語による日本の実情にそくしたすぐれた教科書を優れた人材を集めて作成すると共に、民間人にもこれを作らせ、増大しつつある国の知的的要求に答えるべきであるといつてゐるのである。<sup>(38)</sup> この教科書作成を彼が、いかに重視していたかは、第二回目の申報にも明らかである。すなわち、彼は、「日本語をもつて、教育の地歩を進めんには、従来発行の教科書よりも、更に一層高等の書籍なるべからず、且地理、代数、幾何、博物等は、新版を起さざるべからず、之を為すにも亦特に

翻訳するのみならず最好の洋書を変更して以つて編成せざるべからず<sup>(39)</sup>」といつてゐるのである。このように彼が日本語による教育を主張してやまなかつたことは、彼が、外国語による教育を奨励すれば、教育の普及を妨げ、結局、二重学校体制を作ることになり、非近代的な教育制度の発生をうながすこととはつきり意識したことであつたといえるのである。しかして彼は文部省に教科書の選定を合理的に行わしむるため、政府直管の諸学校で使用すべき図書を精選して図書目録を作り、これを公布すべきことも勧告しているのである。<sup>(40)</sup> 又、マーレイは、文部省が、その課せられた責務を充分に遂行するためには、どうしても信頼のおける統計資料を整える必要があり、そのような学校統計 (school statistics) を作成するためには、より平易でわかりやすい様式を定めて、府県に報告させる必要があると述べている。このような教育行政における統計資料の重視が、アメリカにおける教育行政の一つの特色をなす<sup>(41)</sup>ものであつたことはいうまでもないことである。

以上「学制」制定直後の日本に学校督務官として赴任したマーレイが、<sup>(42)</sup>日本の教育に対してどのような理解をし、どのような問題を感じ、その問題をどう解決しようとしていたかについて、主として明治6年12月に文部省の責任者田中不二麻呂宛に提出した「学監米人博士ダビット・モルレー申報」の原文の写しと考えられる "Copy of the Official Report of Hon. David Murray, Superintendent of Schools and Colleges in Japan, to the Vice Minister of Education" を頼りとし、これを明治7年2月、同様に田中に提出した「学監ダビット・モルレー申報」等によつて補ないながら検討してきたのであるが、結局次のようにいふことができる。つまり、彼にとつて最も問題として感じられたことは、教育を通じて物質的な繁栄をもたらし、人々に個人の尊厳と責任に対する強い感覚を植えることに成功

した西洋文化をいかにして日本人自身の文化とするかということにあつたといえるのである。しかし、その際彼が最も留意した点は、教育を教授用語を外国語とすること等により、一部特権階級の者のためとすることなく、出来るかぎりすべて人々に普及させようとしていたことであり、そのためには、日本語による教育を重視し、西洋文化を攝取するために必要な外国語による教育を一時的なものと考え、特定少數の人々にしか享受しえないような外国語による教育を主流とすべきではないと考えていたことである。彼のこのような主張は、明らかにヨーロッパの中世以来の古典外国语すなわち、ラテン語やギリシャ語による教育こそ眞の教育であるとする伝統が、いかに有用な知識の普及の障害となつてきたか、その障害を深く自覚していたことから生じてきたものであり、彼のこのような意識は制度的には専ら古典語教育を行う伝統的な人文主義学校(Humanistic School)<sup>(43)</sup>の対抗勢力として展開された母国語による教育を重視するコモン・スクール・ムーヴメントやアカデミームーヴメントの所産として生まれてきたものであつたといえるのである。すなわち、莫大な経費と長い期間とを費して、極く少数の者の能力しか開発しえない外国语による教育を主とし、大多数のもののための母国語による教育を従とするかぎり、有用な知識の広範な普及は望みえず、従つて、有用な知識の広範な普及をまつて、はじめて可能となる自然の貴族制の確立も又とうてい望みえないと考えていたものといえるのである。このような考え方にはアカデミー・ムーヴメントの影響を強く受けたマーレイにしてはじめて言えることであり、外国语による教育に対して、マーレイのような問題意識を持たなかつたフルベツキとは大きく異なる点といえる。すなわち、もし外国语による教育を受けたものと母国語による教育を受けた者との間に断層が生じ、それが身分的な階層や経済的な階層とも相呼応していくようなことになれば、「学制」の目指す自然の貴族制の確立への努力も空しいもの

となることは、極めて明らかなことであり、マーレイは、そのような事態の発生を何よりもおそれていたように思われる所以である。マーレイのこのよおそれは、単に外国语による教育に対してではなく、最も基礎的な一般普通教育を行う小学校の教育内容のあり方に関するものであつたのである。しかし、彼のこのような考え方には、明治11年(1879)7月に、彼が文部卿西郷従道に提出した「学監大關莫爾矣東京府下公學巡視申報」<sup>(44)</sup>にもはつきりかがうことができるのである。その申報はいうまでもなく、彼が東京府下公立学校を巡視した際の報告書であるが、彼は、この申報の中で、

「国内各種の人民を教育するに当り一般に適用すべき小学教則を編成するには非常の一難事たる事を發見せしも又文部省に於て制定したる教則の実施せられざりし、一因を成せり、蓋し封建政体の時代に方りては武士の教育を平民の教育とは常に其教訓の分量を異にせしのみならず武士と平民とは始より全く教育の方法を異にせり例へば武士と平民と異様の字体を習い異様の書籍を学ぶものにして仮令其學習する所の書籍同一なる事あるも其書中の字体は必ず相異なりたるが如し之を要するに甲(武士)は日本の歴史及び支那の経書を学び兼ねて武士たる者の芸術行状を修むるを以て眼目と為すと雖も乙(平民)は に其実用を達するに足る学科を以て限りとなし最も短き時間に於て讀書習字の業を学び得ん事を欲したるなり故にそは始より平易の書物を読み平易の日用文を綴り且つ算盤を以て勘定することを学びしのみ此の如く差別ある両種の人民に適當すべき一教則を制定するの大難事たる事は因より論を俟たずして明なり故に此の両種の人民は何處に於てか互に一步を譲りて相和せんばあるべからず。」<sup>(45)</sup>といつてゐるのである。つまり彼は、封建制度下の日本にあつては、治者たる武士の教育と被治者たる平民の教育とは、はつきりと分断され両者の教育は、質量共に異つており、両者に共通する小学教則を編成することは一大難事であるといつ

ているのである。しかし、両者の人民の子弟は互に一步を譲りあい相和して共通の近代的な教則のもとに教育されなければならないことを特に強調しているのである。しかして、近代的な教則のもとにおいて、士族の子弟も実際的な教育を通じて「商売の道を知り勘定の法を学<sup>(46)</sup>」び、商人或は農夫の児童も、単に実用的な教育ばかりではなく、従来士族の教養と考えられていた「地誌及び歴史を知り且つ西洋学<sup>(47)</sup>」をも学ぶようになつてはじめて、「両種の人民互に其責任を負担し国家に対する義務<sup>(48)</sup>」を果しうるようになるといつているのである。このような彼の勧告が、実用的な教科とともに、人格の飾りとなるような広い教養を身につけさせることも主張していたアカデミー運動を支える考え方と同じ考え方にもとづくものであることはいうまでもないことである。同時に、それは、個人主義的、実学主義的教育思想に支えられ身分制を否定し自然の貴族制を志向する「学制」にみられる考え方と全く同じ立場に立つものであつたということができるるのである。すなわち、彼にとつての最大の問題は、「学制」を実施し、その理想を実現するにあたつて、日本の実情を考え、いかにすれば、西洋文化を受け入れようとしている者と伝統文化をまもろうとする者との間に断層をつくることなしに、又士族と平民との間にみられた障壁をとり除いて、三者つまり西洋流の教育と士族の教養と平民の実用的な教育とを融合せしめ、新しい国民教育制度を作ることができると点にあつたように思われるのである。確かに彼は、日本がけつして文盲の国ではなく、かなり高度な文化をもつ国であることは認めており、この日本文化の伝統を基盤として新しい教育制度が作りあげられなければならないと主張していたことは事実である。しかし、彼は、先にふれた如く福沢諭吉と同様、日本の教育のもつ欠陥をはつきりと自覚していたのである。それは、結局、日本には近代社会と近代科学の発達をもたらした個人主義思想と合理主義精神の充分なる発達がみられないこと

であり、又武士の教養を町人の実用的教育との間にはつきりした断層が認められることにあるといつてゐるのである。

しかし、このような欠陥を補うものとして、西洋学と士族の教養平民の実用的な教育とを「相混和<sup>(49)</sup>」せしめ、共和の教則を作り、この<sup>(50)</sup>「同一の教則<sup>(51)</sup>」に従つて「士族平民の別なく」等しく国民を教養する国民教育制度、とりわけ、まず初等教育制度の確立が必要であると主張していたのである。しかし、そのようにして作られた修業年限8年に及ぶ小学校の教則つまり、教育課程が、平民にとつては「長きに過ぎたるもの」<sup>(52)</sup>で、「家業を補助せしむべきの時間を減省すること僅少ならざる」<sup>(53)</sup>ものであることから「平民各自に私学校を設立し物々皆旧法を墨守し」<sup>(54)</sup>そのため公立学校が衰微していくところもすくなからず見受けられるや、彼は、小学校の為に、初級4年、中級2年、上級2年の三学期相接続した教則を編成することを勧告しているのである。彼のこの勧告は、明治14年の小学校教則綱領において初等(3年)、中等(3年)、高等(2年)<sup>(55)</sup>と若干修正され、実現されているのであるが、このような勧告の中にも、身分制を是認するいわゆる二重学校体制の発生をなんとかしていくためとする努力が認められるのである。このことによつてもマーレイが単なる保守主義者ではなかつたことが証明されるのである。

かくして、基本的な考え方において「学制」と同じ考え方をしていたといえるマーレイを文部省の最高顧問として迎えることにより文部省は、制定早々、各方面から厳しい批判を受け、明治6年3月又は4月頃には早くも大本自らの手によつてその改正が取沙汰されていた「学制」の実施に、力を注いでゆくようになるのである。倉沢博士は、マーレイの職務の第一項にはつきり「学制制定」がかかけられており、文部省がマーレイに学制改正案の立案を依嘱していたにもかかわらず、マーレイが必ずしも学制の改正を好まずむしろその督励主義を積極的に支持したこ

とてつて「奇妙なめぐりあわせ(58)」といつておられるが以上みてきたところからけつして奇妙なめぐりあわせではなかつたことがわかるのである。しかし、その後、明治10年1月20日にはじまつた西南戦争等の影響もあつて、政府の財政状態が極度に悪化し、政府全体の方針が大きく変り、それに従い、文部省の方針も大きく変らざるを得なくなるまでの約4年間、田中とマーレイは相協力して、すでに大木文部卿によつて着手されていた順序に従つて、「学制」の実施に努めることになつたのである。この時期は、同時に、田中やマーレイが、フライデルフィアにおいて開かれた「米国開国百年博覧会」から明治10年1月10日に帰国するまで続いたともいえるもので、それ以後「学制」の実施に関しては、消極的な態度がとられるようになり、「学制」改革の準備つまり「教育令」制定の準備が具体的に進められるようになつた時期とは、対照的な時期であつたといえるのである。倉沢剛博士の表現を借りるならば、それは、「学制」前期と呼ばれ、積極的督励政策が行われた時期であり、それ以後の「学制」後期つまり消極宥和政策の行われた時期とは区別されるべき一つの時期を画していたといえるのである。<sup>(59)</sup>

しかし、「学制」前期(4年間)は、むしろ、マーレイが中心となり、「学制」後期(2年間)は田中が中心となつて我国の教育行政がおし進められた時期と推測されるのである。この二つの時期は、共に第二次世界大戦前において、アメリカの教育と最も接近した時期であつたといえるのであるが、この前期、後期の二つの時期におけるアメリカ教育からの影響の受け方には、おのずから異つたニュアンスが感じられ、前期においては、どちらかといふと、ジエフアソン流の自然の貴族制を支持する態度が強く感じられるのに対して、後期においては、ジャクソン流のよりリベラルな考え方の形式的模倣がより強く感じられるのである。とはいっても、前期のジエフアソン流の自然の貴族制の考え方の影響も、後期のジャクソン流のよりリベラルな考え方の形式

的模倣と共に、我国に固有の実情によつて、大きくデフォルメされていたことはいうまでもないことであり、どのようなデフォルメが認められるかについて考慮しながら、以下「学制」前期に力点を置いて、マーレイと田中の「学制」の実施及び「学制」の改革に関する業績について検討してみたいと思う。

## 第二節 「学制」の実施

### 一自然の貴族制確立への努力

先に我々は、マーレイが来日する以前、すでに文部省においては、大木文部卿の下で、「学制」を施行するにあたつて着手の順序が決められていたこと、しかしマーレイはそのような計画にも賛成していたらしく思われること等についてはすでにみてきたが、このような措置は、極めて窮屈した財政事情の下にあつては、当然の措置と考えられることである。ところで、文部省は「学制」に示した諸々の計画のうちのどの分野に最も力をいれていたのであろうか。それを知るための一つの手がかりとして、まず当時、文部省がどの分野に最も多くの経費を費していたかを検討してみたいと思う。

#### (1) 先ず初等教育と高等教育——中等教育は地方並びに民間の手で

次に示す表は、明治初期(明治6年から同18年まで)の文部省支出金の主なるものを費目別に分けその割合を示したものである。この表からも明らかかなように、当時、文部省が最も力を入れていたものは、先ず、文部省が「厚く力を小学校に可用事」と定め、マーレイも又繰返し、その重要性を強調していたユニヴァーサル・エデュケーションつまり、初等教育の普及にあつたことがわかるのである。

次いで、第二に重要視されていたのは指導者養成のための高等教育機関つまり、開成学校と医学校の充実にあつたことがわかるのである。このことは、文部省が、早くから「生徒成業の現あるものは務めて其大成を期せしむべき事」

[明治初期の文部省支出金の費目別割合(主なるもののみ)] [第一表]

年	期 間	文部省総支出金	府県小学委託金	東京大学	
				開成校	医学校
6		円 1,1381,695.348	円 266,425.276 (19.3%)	円 41,831.755 (3.0%)	円 40,057.671 (2.9%)
7		1,384,597.871	296,044.881 (21.5%)	131,485.478 (9.5%)	84,945.719 (6.1%)
8	8/1日~8/6	1,039,999.900	350,946.905 (33.7%)	73,657.594 (7.1%)	43,162.175 (4.2%)
9	8/7 ~9/6	1,717,919.810	700,000.000 (40.8%)	160,181.668 (9.4%)	104,937.897 (6.1%)
10	9/7~10/6	1,679,489.827	700,000.000 (41.7%)	法理文 174,784.591 (10.4%)	医 121,379.487 (7.2%)
11	10/7~11/6	1,165417.923	425,000.000 (39.2%)	209,837.433 (15.9%)	114,231.525 (9.8%)
11	11/7~11/12	459,612.342	212,500.010	48,529.540	45,366.451
12	12/1~12/6	679,169.969 (1,038,782.311)	212,499.990 (425,000.000)	160,649.141 (209,178.681) (40.9%)	66,999.296 (102,365.747) (20.1%) (9.9%)
12	12/7~12/12	459,106.276	166,886.762	81,146.551	51,417.032
13	13/1~13/12	1,070,228.054	194,413.238 (18.2%)	287,800.906 (20.3%)	140,693.272 (13.2%)
14	1月~12月	882,967.568	以後打切		378,188,071 (42.9%)
15	"	927,854.984			366,650.330 (39.5%)
16	"	914,327.332			359,862.835 (39.4%)
17	"	1,054,291.986			386,935.397 (36.7%)
18	"	1,036,475.874			371,849.538 (35.9%)

年	師範学校				
	東京	大阪	宮城	愛知	広島
6	20,513.391 (1.5%)	3,371.597 (0.3%)	5,029.987 (0.4%)		
7	30,401.680 (2.2%)	17,601.119 (1.3%)	18,868.373 (1.4%)	11,840.000 (0.9%)	19,035.839 (1.4%)
8	12,914.535 (2.1%)	8,927.488 (0.9%)	8,258.962 (0.8%)	13,319.973 (1.3%)	8,405.803 (0.8%)
9	38,490.002 (2.2%)	26,563.702 (1.6%)	21,574.103 (1.3%)	27,767.693 (1.6%)	29,195.084 (1.7%)
10	44,339.333 (2.6%)	24,473.082 (1.5%)	23,928.663 (1.4%)	旧15,989.038 (0.9%)	旧11,532.680 (0.7%)
11	35,157.082 (3.3%)	旧13,045.814 (1.1%)	旧15,292.255 (1.3%)		
11	16,980.032	以後打切			
12	18,048.444 (35,028.476) (3.4%)				
12	18,048.444				
13	14,061.602 (1.3%)				
14	34,661.588 (3.9%)				
15	35,452.892 (3.8%)				
16	37,385.588 (4.1%)				
17	49,249.905 (4.7%)				
18	56,187.496 (5.4%)				

師範学校					年
長崎	新潟	公立師範学校	東京女子	計	
円 11,050,000 ( 0.9 % )	円 12,169,497 ( 0.9 % )		円 6,638,897 ( 0.6 % )	円 28,964,975 ( 2.2 % )	6
10,063,807 ( 1.0 )	7,275,018 ( 0.7 )		27,360,732 ( 1.6 )	98,526,318 ( 8.2 )	7
24,086,547 ( 1.4 )	22,563,285 ( 1.3 )		19,883,000 ( 1.2 )	210,123,415 ( 12.3 )	8
18,776,836 ( 1.1 )	旧 12,030,287 ( 0.7 )		22,869,136 ( 2.5 )	173,938,053 ( 10.9 )	9
旧 9,347,852 ( 0.8 )		50,000,000 ( 4.3 )	16,980,031 ( 2.7 )	140,623,034 ( 13.5 )	10
			11,096,112 ( 21,872,349 )	10,862,738 ( 5.5 )	11
			( 2.1 )	( 12 )	12
			10,496,892		13
			22,811,187 ( 2.1 )	( 3.4 )	14
			24,437,211 ( 2.8 )	( 6.7 )	15
			30,309,570 ( 2.2 )	( 6.0 )	16
			32,652,267 ( 3.6 )	( 7.7 )	17
			46,503,307 ( 4.4 )	( 9.1 )	18
			旧 18,994,912 ( 1.8 )	( 7.0 )	

年	外 国 語 学 校 及 び 英 語 学 校				
	東京外国語	長崎外(英)語	大阪外(英)語	愛知英語	広島英語
16	円 3,712.027 ( 0.3 % )	円 15,450.741 ( 1.1 % )	円 30,217.246 ( 2.2 % )		
17	83,019.624 ( 6.0 )	19,801.620 ( 1.4 )	21,450.000 ( 1.6 )	円 8,000.000 ( 0.6 % )	円 8,000.000 ( 0.6 % )
18	24,291.488 ( 2.3 )	8,691.297 ( 0.8 )	9,966.605 ( 1.0 )	8,836.797 ( 0.9 )	8,383,066 ( 0.8 )
19	63,153.920 ( 3.7 )	12,264.270 ( 0.7 )	20,202.984 ( 1.2 )	18,439.767 ( 1.1 )	16,150.240 ( 0.9 )
20	55,187.195 ( 3.3 )	円 9,472.687 ( 0.6 )	21,852.000 ( 1.3 )	円 15,909.761 ( 1.0 )	円 21,001.961 ( 1.3 )
21	43,866.709 ( 3.8 )		円 19,168.294 ( 1.6 )		
22	18,991.741				
23	23,758.259				
24	( 42,750.000 ) ( 2.3 )				
25	20,315.850				
26	49,184.202 ( 4.6 )				
27	48,013.084 ( 5.4 )				
28	47,603.096 ( 4.8 )				
29	44,632.495 ( 4.9 )				
30	46,922.910 ( 4.4 )				
31	円 33,406.731 ( 3.2 )				

外 国 語 学 校 及 び 英 語 学 校				年
新潟英語	宮城英語	東京英語	計	
			円 49,380.014 ( 3.6 % )	円 1,761.620 ( 0.1 % ) 6
円 9,392.152 ( 0.7 % )	円 8,995.062 ( 0.7 % )		158,658.458 ( 1.27 )	4,420.800 ( 0.3 ) 7
4,695.077 ( 0.5 )	8,258.962 ( 0.8 )	円 16,742.844 ( 1.6 % )	89,865.136 ( 8.7 )	2,906.841 ( 0.3 ) 8
12,189.723 ( 0.7 )	11,066.028 ( 0.6 )	49,710.200 ( 2.9 )	203,177.132 ( 11.8 )	7,511.373 ( 0.4 ) 9
旧 8,329.319 ( 0.5 )	8,053.744 ( 0.5 )	46,459.457 ( 2.8 )	186,266.124 ( 11.3 )	1,500.000 ( 0.1 ) 10
			63,035.003 ( 5.4 )	4,948.634 ( 0.4 ) 11
				11
			( 2.3 )	12
				13
			( 4.6 )	14
			( 5.4 )	15
			( 4.8 )	16
			( 4.9 )	17
			( 4.4 )	18
			( 2.3 )	

年	大阪専門学校	東京職工学校	図書館	博物館	学士会館
明 6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
12	円 6,886473				
13	12,063.444				
14	11,012.146			円 5,922.120	円 3,657.440
15	35,249.119		円 3,154.282	21,882.194	8,188.294
16	大阪専門学校 54,268.838	円 65,792.216	8,680.853	16,643.367	10,972.547
17	25,664.946	40,776.927	11,121.908	23,506.139	8,328.940
18	28,119.542	34,745.228	10,024.648	34,243.877	7,703.673

といつており、又マーレイも、どちらかといえば保守的なジエフアソン流の自然の貴族制の擁護者として、当然、すぐれた政府の下では、「より優れた知能をもち、より優れた教育を受けた人々によって治められるべきである」<sup>(60)</sup>として、エリート教育の重要性を特に強調していたところから、極く当然の帰結といえるのである。

才三に、文部省が多く費用を出していたのは、外国語学校及び英語学校であつた。がこれらの学校は「学制」の才 195 章の規定に基づくもので「外国語学校は外国語学に達するを目的とするものにして専門学校に入るもの或は通辯等を学ばんと欲するもの」<sup>(61)</sup>のための学校であり、主として開成学校等の専門学校すなわち高等教育機関に進学する者のための準備校であつたことがわかるのである。つまり才三の費用は、才二の費用すなわち、高等教育機関充実のための費用と同じ目的のために支出されたものとみることができるのである。と同時に、それは、文部省の「反訳事業を急にする事」を可能ならしめるものであると共に、マーレイの「西洋文化を日本人自身のものとする」ための具体策とみることもできるのである。

才四に、文部省が多く費用を出していたのは、師範学校である。これは、才一の費用すなわち、初等教育の普及と同じ目的のために費されたものであり、文部省の「速に師表学校を興すべき事」という方針に従うものであると同時に、マーレイがアメリカにいる頃からくり返し主張してきた師範学校設立のための費用であつたことはいうまでもないことである。又ここで特に注意すべきことは、マーレイがマンやバーナードらと同様の考え方から女教師養成の必要性を早くから強調していたが、彼のそのような考え方が、予算化され、明治 7 年に創設された東京女子師範学校に対して年々少なからぬ予算が投ぜられていたことである。

更に才五として注目すべき点は、文部省が「一般の女子男子と均しく教育を被らしむべき

事」ときめ又マーレイが絶えず、その必要性を強調していた女子教育に対しても特に予算措置が講ぜられ、東京女子学校が設立され、すくなからぬ費用が、それに投ぜられていたことである。

このようにみると、すぐなくとも明治 10 年までは、文部省は、大木文部郷の下で定められた「学制」施行のための当面の計画に従い、又マーレイの勧告に従つて、着々とその実施に力が注がれていたことがわかるのである。但し、ここで注意しておきたいことは、文部省自ら「各大学区中漸次中学を設くべき事」と定め、「学制」発布と同時に南校、大阪開成所、長崎広運館等の政府直轄学校をそれぞれ、才一大学区才一番中学、才四大学区才一番中学、才六大学区才一番中学と改称し、更に、明治 5 年 8 月に一ツ橋御門外洋学校を才一大学区才二番中学と改称して<sup>(62)</sup>合せて四つの中学校を設置しているのであるが、その後、明治 6 年 3 月に東京の才一番中学が開成学校、才二番中学が外国語学校、大阪才一番中学校が開明学校、長崎才一番中学が広運学校と改称され、それぞれ専門学校に昇格されて以後、文部省自ら中学校を設立する努力は全く中止してしまつていてある。しかして、明治 7 年 3 月に才二（愛知）才四（広島）、才六（新潟）、才七（宮城）の各大学区本部に各一校ずつの官立外国語学校が設立されるや、大阪開明学校と長崎広運館も、それぞれ、才三（大阪）、才五（長崎）大学区の官立外国語学校に改められ、才一大学区の東京外国語学校と合せて、計 7 校の官立外国語学校が設立されることになり、これらの外国語学校が、外国教師による官立中学校に代つて進学準備教育の機能を果すことになつたのである。<sup>(63)</sup>以上のようなきさつを経て、中学校の設立計画は途中で挫折してしまつてゐるのであるが、これは、結局、文部省の財政状態が良くなかつたこと、西洋文化を早急に摂取していかなければならぬという当時の特殊事情のあつたことの外に、マーレイの中等教育観にも大きく影響されていたのではなかろうかと考えられるので

ある。すなわち、半公半私性格の強いアカデミー出身者であつたマーレイが、初等教育以上の教育、すなわち、中等教育に対して、国はかならずしも初等教育に対すると同じ程度の責任をもつ必要はないというはつきりした考え方をもつており、<sup>(64)</sup> 早くから中等教育機関の設置維持は、都市の実業家や富裕なる人々、とりわけ、豊かで公共的な精神の持主である商人達

(wealthy and public spirited merchants) に委ねられるべきであると勧告していたことに関係するように考えられるのである。<sup>(65)</sup> つまり、彼は、初等教育、高等教育に対しては、国が直接責任を持つべきことを強調しながら、中等教育は私人又は私的な団体に委ねられてしかるべきであるという勧告を早くから行つていたのである。この辺に、明治6年3月以降の中学校行政における政府方針の変更の原因があつたように思われる所以である。同時に、自然の貴族制を擁護するものとして、マーレイは一つの大きな限界の上に立つていたといわざるを得ないのである。すなわち、「学制」は自然の貴族制を志向するものとして制定されながら、まず、初等教育と高等教育とに専ら力が注がれることにより、中等教育は充分な発達を遂げることができず、当然その理念は現実には、大きくデフォルメされざるをえなかつたのである。とはいっても、それをマーレイ一人の責任に転嫁しうるものではないことはいうまでもないことである。何故なら、中等教育が公金つまり税金によつて維持される無月謝の学校として一般に認められるようになつたのは公教育制度が早くから発達していたニュー・イングランド地方を除けばミシガン州最高裁判所におけるあの有名なカラマーズーの判決 (Kalamazoo decision by Michigan Supreme Court in 1874) 以来のことであり、この判決が出されたのはマーレイが来日した翌年の1874年以後のことであつたからである。<sup>(66)</sup>

それはともかくとして、このようなマーレイの勧告に従つて、政府は、地方政府、私人、私

的団体に対して、中学校の設立を大いに奨励したとみえ、その数は、下の表に示すように、急速に増加しはじめ、マーレイが帰国する明治12年までには、その学校数は、「学制」において予定された256校をはるかに上まわる784校となり、その生徒数も4万人を越えるに至つていたのである。しかし、これらの中学校は、いずれも、いわゆる変則中学と呼ばれるもので、その修業年限、教育課程入学年令等もまちまちであり、きわめて不完全なものにすぎず、とうていその卒業生を上級学校たる開成学校(専門学校)に送り込むことはできないものとなり、

学校数	生徒数	は、大学に昇格することになつて開成学校に進学するものは、マーレイが一時的にものにすべきであるとくりかえし主張していた外国語学校、とりわけ修業年限6年と定められ、その教育内容も、マーレイ自身が、アメリカの優れたアカデミーやドイツのギムナジウムに比しても見劣りしないと誇らしげに語つていたほど、 <sup>(67)</sup> 充実していた官立外国語学校の卒業生によつて占められることになり、地方の中学校は、進学準備校としての機能を全く失なつてしまつていたのである。すなわち、マーレイが、早くからおそれていた教授用語の違いによる二重学校体制の発生は、実際には、中学校を財政基盤の薄弱な私人又は私的団体等に一任することにより、「学制」実施の極く初期のころから、はつきりと認められるようになつていたのである。
1873	20	1,767
74	32	3,153
75	116	5,620
76	201	11,570
77	289	20,522
78	579	27,250
79	784	40,029
80	187	12,256
81	173	12,315

以上は、学校体制を全体としてみた場合に認められる制度的なゆがみであるが、このようなゆがみは、単に中等教育レヴエルに集中的に認められ

るばかりでなく、当然各段階の学校においてもそれぞれ認められるのである。そこで、次に、政府の最も力を入れていたと考えられる諸々の学校、すなわち、小学校、師範学校、開成学校、医学校、外国语学校について、マーレイらのなしとげたこと並びに、その問題点について検討してみたいと思う。

## (2) 有用なる知識の普及の試み

まず、自然の貴族制確立のための前提となる有用な知識の普及を可能にする小学校についてであるが、政府が、「厚く力を小学校に用」いていたことは、すでに指摘してきたところである。事実、政府は、「学制」の第9章の規定に従つて、「小学を広普して学則完整ならしむため」<sup>(68)</sup>各学区を助ける目的で、「府県小学委託金」として、普通「小学補助金」あるいは「小学規助金」と呼ばれる国庫補助金を各府県に対して交付していたのである。その金額は、明治6年には266,425円276<sup>(69)</sup>であり、文部省総支出額1,381,695円348<sup>(70)</sup>の19.3%を占めるものであつたが、その後次第に増額され、明治10年には70万円となり、文部省の総支出額に対する割合も41.7%と増大しており、いかに「学制」前期において、文部省が、小学校に力を注いでいたかがわかるのである。この数字によく象徴されているように、田中、マーレイをはじめとする文部省首脳部の努力には、みるべきものがあり、小学校教育は、急速な発達を遂げ、明治6年には、1,145,802人であつた児童数も、わずか6年後の明治12年までには、倍以上の2,315,070人にまで増加し、就学率も28.1%から、41.2%にまで上昇しているのである。その学校数についてみても、明治6年には、12,558校であつたのが、明治10年には、25,459校、明治12年には、28,025校と飛躍的に増加しているのである。この数字は「学制」の予定していた53,760校には遠く及ばないものであるにしても、現在の我国の小学校数が約2万2千

600乃至700校であることを考へると、当時すでに、学校数に関するかぎり、我国の必要とする数の上限に達していたことがわかるのである。しかし、このようなめざましい成果にも、実は、大きな問題があつたのである。その問題は、一つは、教育内容面に関する問題であり、いま一つは、学校の維持運営面における問題であつたといえるのである。

先ず、教育内容面の問題についてであるが、有用な知識の普及という点からみて、アメリカのコモン・スクールが優れたものであつたことは、マーレイ自身の認めるところであり、アメリカの教育制度の良さは、コモン・スクールにあると明言していたのであるが、<sup>(71)</sup>それだけに、日本の小学校を世界に紹介するにあたつても日本の小学校では、アメリカの学校で用いられていると同じような地図や、地球儀、掛図等が使用されており、教授用語こそ日本語といふ耳なれぬ言葉が用いられてはいるけれども、教育の内容は、アメリカのよく整つた小学校と何ら変わることろがないと紹介しているのである。<sup>(72)</sup>その紹介文の行間には、マーレイ自身が、意図的にアメリカの小学校の優れた点を日本人自身のものとして定着させるための努力を重ね、それが、かなりの程度において成功したことに対する誇りと満足感ともいべきものが感じられるのである。しかし、身のまわりの経験から出発し、役に立つ知識を与えることを強調していたアメリカの小学校教育の良さが日本の小学校で実際に行なわれていたか否かは日本語を理解しえぬマーレイのあざかりしらぬところであり、その良さは、実は無残にもうぱい去られていたのである。つまり、マーレイは、アメリカの教科書を参考にして、日本語の教科書をすみやかに作製すべきことをくりかえし、主張していたのであるが、彼の助言に従つて作製された教科書は、「此猫を見よ。窓に、臥床の上に、座せり。これよき猫にはあらず。汝は、猫を、追ひ退くことを得べしや。否、手を出さば、必猫に、噛まるべし。」といつた調子のものが用

いられており、野田義夫の言葉を借りるならば、我国の小学校は、「読本はウキイルソンのリーダーの翻訳、掛図の類も彼の字を仮名又は漢字に翻訳したるものから始めとし、修身地理歴史理科等の教科書も米国書の翻訳又は之を材料として編纂したもの<sup>(73)</sup>を使用し、そのままは、あたかも「米国人の和服を着したるが如き」ものとなつてゐたのである。

ちなみに、当時、我国の小学校の教科書が編集されるにあたつて参考として使用され、又は翻訳されたアメリカの小学校の教科書の主なるものをあげるならば、それは次のようなものであつたのである。

Marcus Willson : Willson Readers

Warren Colburn : First lesson in Arithmetic

Horatio N. Robinson : The Progressive Primary Arithmetic for Primary Class in Public and Private Schools : Progressive Higher Arithmetic

Davis の数学教科書

Sarah S. Cornell : Primary Geography, (High School Geography)

Rocoe : Chemistry : Science Primer

George Payn Quackenbos : 自然科学及びアメリカ史の教科書。

Samuel Griswold Goodrich : Peter Parley's Universal History.

Francis Wayland : Elements of moral Science.

Cowdery : Moral Lesson<sup>(75)</sup>

このような教材のまづい直訳が続けられる以上、いかにも「学制」がアメリカのコモン・スクールにならつて、有用な知識の普及をはかろうとしても、その目的は、とうてい達せられるはずもなくこのままでは当然挫折せざるをえない運命を荷つていたといえるのである。いうまでもなく、日本に持ち込まれた様々なアメリカ的考え方方がよく理解されぬまま、「米国人の和服を着したるが如き」状態で放置されていることは、マーレイの最も嫌つていたことであり、彼自身は、持ち込まれたものが、真に日本人自身のものとして定着することを誰れよりも強く願つていたということができるのである。しかし日本語を話せなかつた彼に、このような傾向を直接チェックする力は、なかつたのである。しかし、我国の小学校は、皮肉にもアメリカのコモン・スクールの制度から有用な知識の普及の術を学ぼうとして、無用な知識の普及につとめていたとさえいえるのである。

次に第二の問題つまり、学校の維持に関する問題についてであるが、マーレイがアメリカのコモン・スクールの制度を高く評価していたことに関しては、すでに何度かふれてきたところである。しかし、日本の実情を考慮することなしに、それを、そのまま日本に持ち込むことは彼の望むところではなかつた。しかし、彼のこのような態度が最もよくあらわれたのは、公立小学校維持の方法に関してであつたといえるのである。彼は、学校維持の方法に関しては、特に、「各国甚だ異同あり是れ蓋し法律風俗の異同に因るものにして決して画一に帰する事能はざるなり<sup>(76)</sup>」という考え方をもつており、又一国内においても、それぞれの地方の実情に応じた方法が考えられるべきであるといつているのである。しかし、それにもかかわらず、何れの地方においても遵守すべき通則があるとして次の三つの方法をあげているのである。

まず、第一の方法として、「児童の教育に就て先ず其利益を蒙るものは、父母たる事言を俟たず<sup>(77)</sup>」といひ、受益者負担の原則に従つて、